|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第1号様式(第2条関係)　 | 二級木造 | 建築士免許申請書（第一面） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　私は、 | 二級木造 | 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、 |
| 　申請します。　　私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　 |
| 　　大分県知事　　指定登録機関 | 　　殿 |
| ふりがな | 　 | 生年月日 | 年　　月　　日生 | 写真縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼り付けてください。 |
| 氏名 | 　 |
| 性別 | 男　□　　女　□ |
| 本籍 | 　 |
| 現住所 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 試験 | 二級木造 | 　　　　建築士試験に合格した時期　　　年 |
| 合格通知書日付 | 年　　月　　日 | 合格通知書番号 | 第　　　　　　　号 |
| 登録申請区分 | 1　学歴　□　　2　学歴＋実務　□　　3　建築士法第四条第四項第三号　□　 |
| 4　建築士法第四条第五項　□　　5　実務　□　 |
| １　学歴により申請する場合に記入 | 学校名 | 学部名・学科名 | 入学・卒業(修了)年月 | 建築実務経験期間の合計 |
|  |  | 　　年　月入学 |  |
| 　　年　月卒業(修了) |
|  |  | 　　年　月入学 |
| 年　月卒業(修了) |
| ２　学歴＋実務により申請する場合に記入 | 学校名 | 学部名・学科名 | 入学・卒業(修了)年月 | 建築実務経験期間の合計 |
|  |  | 　　年　月入学 | 　　年　　月 |
| 　　年　月卒業(修了) |
|  |  | 　　年　月入学 |
| 　　年　月卒業(修了) |
| ３　建築士法第四条第四項第三号により申請する場合に記入 | 学校名 | 学部名・学科名 | 入学・卒業(修了)年月 | 建築実務経験期間の合計 |
|  |  | 　　年　月入学 | 　　年　　月 |
| 　　年　月卒業(修了) |
|  |  | 　　年　月入学 |
| 　　年　月卒業(修了) |
| 建築設備士試験合格証書日付 | 建築設備士試験合格証書番号 |
| 　　　年　　月　 | 第　　　　　　　号 |
| ４　建築士法第四条第五項により申請する場合に記入 | 免許名称 | 免許者名 | 免許の年月日 | 資格認定書の年月日 |
|  |  | 　　年　　月 | 　　年　　月 |
| ５　実務により申請する場合に記入 | 建築実務経験期間の合計 |
| 　　年　　月 |

（第二面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 欠格事由 | 1　禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 | 　　ある□　ない□ |
| 　 あるときは、その罪及び刑 | 　　　　　　　　 |
| 　 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 | 年　月　日 |
| 2　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 | ある□　ない□ |
| 　 あるときは、その罪及び刑 | 　　　　　　　　 |
| 　 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 | 年　月　日 |
| 3　建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 | ある□　ない□ |
| 　 あるときは、その日 | 年　月　日 |
| 4　建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 | ある□　ない□　　　　　　　　　　 |
| 　 業務の停止を受けたことがあるときは、その停止の期間 | 年　月　日から年　月　日まで |
| 5　精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 | 　　はい□いいえ□ |
| ※登録機関記載欄 |

［記入上の注意］数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は、該当する□の中にレ印をつけてください。

　以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 告示等に基づく学歴等区分（登録申請時） | □５０大学・短大・高等専門学校卒　40単位修得 | □５１職業能力開発総合大学校･職業能力開発大学校･職業能力開発短期大学校卒　40単位修得 | □５２大学･短期大学･高等専門学校･職業能力開発総合大学校･職業能力開発短期大学校卒　30単位修得 | □５３大学･短期大学･高等専門学校･職業能力開発総合大学校･職業能力開発短期大学校卒　20単位修得 |
| □５４高等学校･中等教育学校卒　20単位修得 | □５５高等学校･中等教育学校卒　15単位修得 | □５６専修学校\_高等学校卒修業2年以上　40単位 | □５７専修学校\_高等学校卒修業2年以上　30単位 |
| □５８専修学校\_高等学校卒修業1年以上　20単位 | □５９専修学校･職業訓練校等\_中学校卒　修学2年以上　15単位 | □６０専修学校･職業訓練校等\_中学校卒　修学1年以上　10単位 | □６１職業訓練校等\_高等学校卒　修学3年以上　30単位 |
| □６２職業訓練校等\_高等学校卒　修学1年以上　20単位 | □６３職業訓練校等\_中学校卒　修学3年以上　20単位 | □６４実務経験 | □６５その他 |